

生第1274号
感第1220号
令和4年7月4日

総務部 教育課長
福祉部 こども政策課長
福祉部 児童課長
教育委員会事務局体育保健課長

} 様

保健医療部生活衛生課長
保健医療部感染症等対策室感染症対策課長

腸管出血性大腸菌による感染症・食中毒予防対策の徹底について

みだしのことについて、気温が上昇する夏場を迎え、腸管出血性大腸菌による感染症・食中毒の集団発生が危惧されます。

については、児童福祉施設及び学校等における感染症・食中毒発生予防対策の徹底を図るため、貴所管施設に対し下記の事項について周知いただきますようお願いいたします。

なお、啓発用のリーフレットを添付していますので、ご活用ください。

記

- 1 職員はもとより園児・児童・生徒に下痢・血便等の症状がある場合は、早急に医療機関の受診を勧奨するとともに、同様の症状を有する者が複数ある場合は、速やかに管轄の健康福祉事務所（保健所）へ報告すること。
- 2 トイレの後や食事の前には、石けんによる手洗いを励行させること。
また、おむつなどの処理をした職員に対しては、手指の洗浄と消毒を徹底させること。
- 3 湧き水などの消毒処理がされていない生水は飲まないよう、また、肉類は中心部まで十分加熱調理して食べるよう指導すること。
- 4 各施設に設置されているプールの水質管理はもとより、水遊び用プールについても水質等の衛生管理を徹底すること。
- 5 動物（牛、鳥、カメなど）と触れ合ったり、その排泄物に触れた後は、石けんによる手洗いとともに、必要に応じて手指の消毒とうがいを励行させること。

連絡先
保健医療部感染症等対策室感染症対策課感染症班
TEL：078-341-7711（内3295）
Mail：kansentaisaku@pref.hyogo.lg.jp
担当：東野